

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

法人会だより

2022年
秋

公益社団法人 沖縄北部法人会 広報委員会

名護市宇茂佐の森5-2-7 電話 (0980) 54-3120/FAX (0980) 50-9053

MAIL info@okihokuhoujin.com URL <http://www.okihokuhoujin.com>

No.23



【第42回理事会を開催】

9月28日（水）北部会館3階会議室において「第42回理事会」を開催。令和4年度の会員増強運動の目標数及び具体的取組み等について審議され、原案通り承認された。

今年度も、新型コロナウイルス感染の収束時期が見通せない状況の為、大人数の会員増強推進会議は取止めとし、各支部を中心に役員会等を開催し、役員一丸となって目標達成に向けて取組むことが了承された。

令和4年度会員増強目標数

支部	1支部	2支部	3支部	4支部	5支部	6支部	7支部	8支部	合計
目標数（法人）	4	4	4	4	4	3	2	5	30 社



沖縄県法人会連合会会員増強運動施策

●マスメディアを媒体とした広報の実施 ラジオCM放送中！

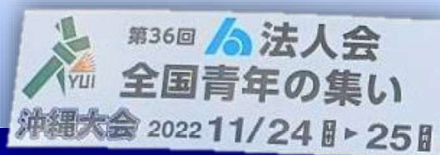
- ・期間 令和4年9月～12月末日の平日
(会員増強運動推進期間)
- ・時間 午前10時台、午後2時台の1日2回放送
- ・放送局 ラジオ沖縄・FM沖縄
- ・内容 全法連提供の20秒ものCM（子どもの夢篇）



●タクシー広告実施中！

・令和4年9月26日～11月25日の期間、県内のタクシー会社17社のご協力により240台のタクシーによる法人会全国青年の集い沖縄大会のPRを実施しています。

北部では、丸金交通、北部観光タクシー、名護タクシーにて実施中！



会員増強 運動月間(10月～12月)展開中!

会員
募集中!

【インボイス制度研修会】

日時：令和4年9月13日（火）・15日（木）・16日（金） 14:00~16:00
 場所：北部会館/環境改善センター/ネイチャーみらい館
 講師：名護税務署 法人統括官 呉屋 克朋 氏

【改正税法説明会】

日時：令和4年9月12日（月） 14:00~16:00
 場所：北部会館3階会議室
 講師：税理士 西村 裕子 氏



名護会場



大宜味会場



金武会場



青年部会 第2回部会会議

令和4年10月6日（木）
 全国法人会青年の集い沖縄大会について



女性部会 グリーンボランティア

令和4年9月16日（金）・22日（木）
 名護漁港向いの花壇整備



女性部会 「フードバンク第3弾」国頭村、大宜味村、東村の社協へ寄贈！ 令和4年9月8日（木）

FOOD BANK



フードバンクへのご協力ありがとうございました。

多くの会員企業様にご協力いただきました。感謝申し上げます。
 引き続き、皆様からのご協力をお願いいたします。

琉球製罐（株）	（株）ゆがふホールディングス
ヤナギ電設工業（株）	（株）ゆがふファシリティ
（株）名護電水センター	（株）沖縄シャングリラ
（株）AMS設計	沖縄ツーリスト（株）名護支店
沖縄道路（株）	（有）くるる
（有）ダイキ産業	コンピューターネットワーク（株）
（株）仲泊興産	（株）山浩商事
（有）今帰仁酒造	



国頭村社会福祉協議会



大宜味村社会福祉協議会



東村社会福祉協議会

署長就任あいさつ

名護税務署長

東出定幸



本年7月の定期人事異動により名護税務署長を拝命いたしました東出でございます。
公益社団法人沖縄北部法人会の石川会長をはじめとする会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますこと、まずもって厚く御礼申し上げます。

自己紹介

私が沖縄事務所管内で勤務するのは2回目になります。前は、平成27、28年に那覇市の沖縄国税事務所で統括国税徴収官として2年間、勤務させていただきました。前回の出向時には、フルマラソンへの参加、ダイビングライセンスの取得と休日を満喫するなど楽しく過ごさせていただきました。今回の出向においても充実した休日を過ごすとともに、名護署の運営に尽力したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

就任に当たっての抱負

世の中では今、目覚ましい勢いでDX（デジタルトランスフォーメーション）が進んでおり、国税の組織においてもDXは重要な課題だと考えています。例えば、e-Taxの普及やキャッシュレス納付の推進などは、納税者の皆様の利便性向上だけでなく、適正な申告の実現にもつながり、これらの取組は国税組織の使命を果たすためにも意味のあることだと考えています。税務行政のDX推進にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

インボイス制度の実施に向けて

インボイス発行事業者として来年10月1日から登録を受けるためには、原則として、来年3月31日までに登録申請を行う必要があります。課税事業者として登録するのか、免税事業者のままなのか、事業者の態様により事前の準備も異なってきますので、事業者の皆様がきちんと制度を理解した上で判断できるよう制度等の周知に取り組んでまいります。

結び

結びに当たり、公益社団法人沖縄北部法人会の益々のご発展と会員企業の皆様の事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。私の就任のご挨拶とさせていただきます。

国税庁定期人事異動による名護税務署幹部名簿

官職名	氏名	前任官職名
署長	東出 定幸	東京国税不服審判所 審判第三部 第六部門 国税審判官
総務課長	城間 智雄	沖縄国税事務所 課税総括課 総括主査
法人課税部門統括官	呉屋 克朋	北那覇税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
個人課税部門統括官	野波 昌光	沖縄国税事務所 個人課税課 連絡調整官
総務課係長	大屋 真作	留任

※前名護税務署長

城間 正友 氏 (退職)

※前総務課長

佐久田武人 氏 (沖縄税務署 特別国税調査官(所得税担当))

※法人課税部門統括官

上間 常之 氏 (沖縄税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官)

※個人課税部門統括官

伊禮 正勝 氏 (退職)



名護税務署会議室

沖縄北部税務団体協議会（石川幸延会長）では、国税庁定期人事異動により、令和4年7月10日付で名護税務署東出定幸署長及び幹部職員が着任されました。
7月26日、当協議会の正副会長が東出定幸署長を表敬訪問しました。

名護税務署長

表敬訪問

法人会からの提言

意見広告

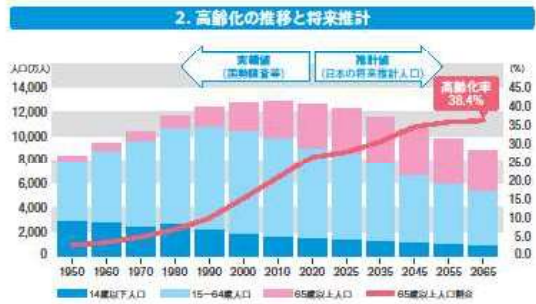
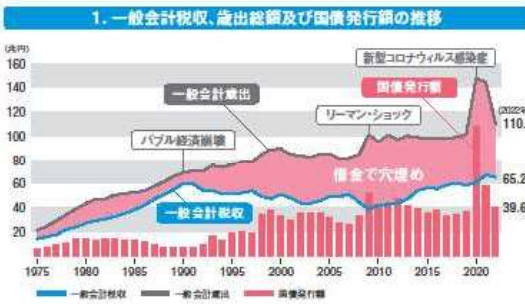
少子高齢化、人口減少1,000兆円の国債。

将来世代に先送りせず、財政の健全化を!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も「ウイズコロナ」と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の台を突破しました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名誉理事



1. (注1)令和3年度までは決算、令和4年度は概算予算による。(注2)公債発行額は、平成2年度は国債発行額に於ける平準債発行額を主要とする財源を調達するための臨時特別公債、平成6-10年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による財政収入の減少を補うための臨時特別公債、平成23年度は異次元大規模な財政出動のために増加する臨時特別公債を調達するための特別債、平成24年度及び25年度は基礎年金給付額増額の1を賄うための財源を調達するための年々特別債を発行している。

2. 国府共同で公表された「令和5年度税制改正に関する提言」によると、2025年度は総人口1億2,000万人、2035年度は総人口1億1,000万人、2055年度は総人口9,000万人、2065年度は総人口7,000万人と推計されている。

※グラフは自治体別の平均値を示している。

令和5年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡な「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・国会が「まず確り始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとはいえない。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化、等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- (3) 取引場のない株式の評価の見直し

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび徴収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するの

が適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとはいえない。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業等に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。等

III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫をいかに新たな地域技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際にも最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

※ 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単体法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の税制ともいえる「税」の分野を中心とした活動を中心に展開し、申告納税制の維持・発展に寄与してきました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研究会の開催、地域社会貢献活動に加え、次世代を担う若手への税制教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会各年単位では、社会保障給付の削減と安定的な財源確保に資するため「財政健全化のための健全経営プロジェクト」を展開し、「健康経営」を柱とした企業の活力向上がもたらす税収の増進、円滑な納税利用による納税者の満足度の向上に向けたアクションプランに取り組んでいます。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。